



暑中お見舞い申し上げます。
毎夏、取り寄せている宮古島の
マンゴー農園から、天候不順のため、
生産量が例年の半分以上に足り
受注できなくなったと連絡が来た。
特に九州地区は日照不足のため、
作物への影響が心配です。また関東地区
では、水不足が懸念されています。これから
台風シーズンが到来しますので、非常用品の
備蓄など、普段からできる防災対策を整
えておきたいと思います。 光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇機械装置に係る
「固定資産税の3年間半減措置」
- ◇「株主リスト」添付を義務付け
- ◇夏期休業のお知らせ
- ◇あしがき
夏の夜、
基町の水辺で映画を見よう!



機械装置に係る「固定資産税の3年間半減措置」



機械及び装置について、固定資産税が3年間、半減する措置が平成28年度税制改正で創設されていますが、平成28年中に適用対象となる機械及び装置を取得し、平成29年度からこの制度を適用するためのポイントを教えてください。



中小事業者等が認定を受けた「経営力向上計画」（以下、計画）に記載された一定要件を満たす機械及び装置を取得した場合は、当該機械及び装置に係る固定資産税について、3年間半額になる制度（以下、本制度）が、平成28年度税制改正で創設されました。

本制度の概要は、次ページのとおりです。

ご質問にあります、平成28年中に適用対象となる機械及び装置を取得し、翌年の平成29年度から本制度を適用するためのポイントを、以下にご紹介します。

1) 法施行日以降の取得であること

本制度は、「中小企業等経営強化法」の改正施行日から平成31年3月31日までの取得分に限られます。特に平成28年は、施行の年であることから、施行日7月1日以後の取得に限られる点に注意してください。

2) 計画の認定は年内必須

ご質問のケースにおいて、平成29年度から本制度を適用するためには、平成28年中に計画の認定を受けなければなりません。もし平成29年に認定された場合には、平成29年度は半額にはならず、平成30～31年度の2年間しか半額にはなりません。

3) 計画を対象資産取得後に提出する場合

生産性向上設備投資促進税制のB類型のように、対象資産の取得前に、計画の提出及び認定を受ける必要はありません。但し、取得後に行う場合は、取得日から60日以内に計画を受理してもらう必要があります。中小企業庁の資料によれば、計画の受理から認定までの期間は、通常で最大30日と記載されています。

また提出＝受理とは限らず、不備が多い場合などは、差戻しもあるようです。

特に平成28年中に認定を受けたい場合は、スケジュールが重要です。

(次頁へつづく)



〈 本制度の概要 〉

軽減措置の税目	固定資産税（償却資産税）
対象事業者	経営力向上計画の認定を受けた中小事業者等（※） ※資本金1億円以下の中小事業者等及び小規模事業者で、大企業の小会社等を除く
対象資産	認定を受けた経営力向上計画に記載されている、生産性を高めるための機械及び装置 次の全ての要件を満たすこと （生産性向上設備投資促進税制のA類型のうち、最新モデル要件を除外したもの） ①旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの ②販売開始から10年以内のもの
設備要件	
価額要件	160万円以上（最低取得価額160万円）
その他要件	・中古資産、貸付用資産ではないこと ・国内の事業の用に供するものであること 等
手続き	（以下は、中小事業者等自身が本制度の適用を受ける場合の流れ）
認定申請	①工業会等から証明書入手 ②書類（計画申請書、チェックリスト、①の証明書等）の申請（事業所管大臣宛） ③認定書等を受取る
固定資産税（償却資産税）申告時	申告時に必要な書類を添付して、申告先の自治体へ提出

本制度は、固定資産税という地方税の減額措置です。そのため、例えば補助金の交付を受けて圧縮記帳を適用している場合に、国税の減額措置である生産性向上設備投資促進税制は圧縮記帳適用後の金額で価額要件を判断しますが、本制度の場合は、固定資産税の課税標準額に圧縮記帳は影響しないことから、圧縮記帳適用前の取得価額で判断します。

また、生産性向上設備投資促進税制あるいは中小企業投資促進税制などの、国税の減額措置である制度との併用も可能です。その他、本制度に関する詳しい内容は、中小企業庁のサイト上（※）で公表されています。こちらをあわせてご確認ください。

（※）中小企業庁「経営強化法による支援」
中小企業等経営強化法に関して情報が掲載されています。認定申請に係る申請書やチェックシートなどもあります。詳細は、次の中小企業庁のサイトで確認できます。

<http://www.chusyo.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

事例

機械を1億円で購入しました。この制度に基づき、認定を受理された場合、3年間の固定資産税（償却資産税）はいくらになりますか。（耐用年数10年と仮定した場合）

- 1年目／ $1 \text{億} \times 1.4\% = 140 \text{万円}$ （1/2 = 70万円）
- 2年目／ $8,000 \text{万} \times 1.4\% = 112 \text{万円}$ （1/2 = 56万円）
- 3年目／ $6,400 \text{万} \times 1.4\% = 89 \text{万円}$ （1/2 = 44万円）

軽減額 約 170万円（但し、取得月により変わります。）

以上のように、申請をすることで軽減額のメリットを受けることができます。
是非、高額の設定投資をされる場合には、ご活用ください。詳しくは弊社担当者まで。



「株主リスト」添付を義務付け

商業登記規則等が改正され、役員変更の登記や組織再編による変更の登記など、株主総会の決議を要する事項について登記する場合には、平成 28 年 10 月 1 日より、上位 10 名等の「株主リスト」の添付を義務付けられることになりました。今回の改正は上場企業だけでなく、中小企業にも適用されます。中小企業のなかには、株主名簿を整備していないケースもあり、その対応を進めているところも多いですが、実務上の課題も少しずつ出てきています。



◆登記時に上位 10 名等の「株主リスト」添付を義務付け

Q1 平成28年10月1日より、株主総会の決議を要する事項について登記する場合には、上位10名等の「株主リスト」の添付が義務付けられるとのことですが、その概要を教えてください。

A 商業登記規則等の一部を改正する省令(平成 28 年法務省令第 32 号)が 4 月 20 日に公布され、登記すべき事項について株主総会の決議を要する場合には、平成 28 年 10 月 1 日より、「議決権の数の割合が高い上位 10 名」又は「議決権の多い順に順次加算した割合が 3 分の 2 に達するまでの人数」のうち、いずれか少ない人数の株主リストの添付が義務付けられることになりました。「株主リスト」には、株主の①氏名又は名称、②住所、③当該株主のそれぞれが有する株式の数及び議決権の数、④当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面の添付が求められています。(改正商業登記規則 61 条 3 項)

《改正の理由など》

今回の改正に当たり、概ね、次の理由が挙げられています。

- ①商業・法人登記を悪用した犯罪や違法行為(注 1)が後を立たず、消費者保護又は犯罪抑止の観点から更なる商業登記の真実性の担保を図る必要があること。
- ②国際的に、登記所で法人の所有者情報を把握して、法人の透明性を確保し、法人格の悪用を防止すべきであるとの要請があること。

(注 1)例えば、株主総会議事録等を偽造して、役員になりすまして役員の変更登記又は本人の承諾のない取締役の就任の登記申請を行った上で、会社の財産を処分するなど。

今回の改正で、株主リストの添付が義務付けられることにより、不実の株主総会議事録が作成されるなどして真実でない登記されることの防止、登記の真実性の確保、法人の透明性の確保に役立つことになるとされています。また関係者が、事後的に株主総会決議の効力を訴訟等で争う場合等にも有益だとされています。

◆「株主リスト」は基準日の株主の記載

Q2 「株主リスト」に記載すべき株主はいつの時点の株主になりますか。決算期末の株主ということでよいですか。



A 「株主リスト」に記載すべき株主は、株主総会で議決権を行使することができる者となります。基準日が決算期末であれば、当該時点の株主をリストに記載することになります。

◆「株主リスト」の統一的な書式はなし

Q3 上位 10 名の記載方法については、統一的な書式などはあるのでしょうか。

A 特に統一的な書式はなく、商業登記規則で定められた事項が記載された書面であれば様式は問われません。ただし、法務省では、便宜上、「株主リスト」の記載例を同省のホームページに掲載することを予定しています。

◆会社が把握する株主の氏名・住所等の記載でOK

Q4. 「株主リスト」については、会社が作成管理する株主名簿の記載どおりに転記すれば、法令上の要件を満たすことになりますか。

A 「株主リスト」に記載すべき株主の情報については、対象となる株主総会において、議決権を行使できるものとして会社が認識していた株主について、会社が把握している氏名又は名称及び住所等を記載すればよいこととされています。

◆上位10名の株主が複数いてもすべての株主を記載

Q5. 保有株式数が同数の株主が複数いるため、上位10名の株主が11名以上になってしまう場合はどのような取扱いになりますか。10名を超える場合であってもすべての株主について記載する必要がありますか。

A 株主数が11名以上であってもすべての株主を記載する必要があります。法令上、「上位となる株主」であることが規定されているからです。

また、「多い順に順次加算した割合が3分の2に達するまでの人数」についても同様です。同順位の株主が複数いる場合には、その一部の株主の議決権を合計して3分の2に達したとしても、同順位の株主の全員を記載する必要があります。仮に発行済株式100株の会社で1株保有の株主が100名いる場合には、100名全員の氏名、住所、株式数等を株主リストに記載することになります。

◆平成28年10月1日以降の登記申請から適用

Q6. 「平成28年10月1日から施行されますが、経過措置などはありますか。

A 特に経過措置はありません。施行日前に開催された株主総会に基づき登記を申請する場合であっても、平成28年10月1日以降の登記申請であれば、一律に「株主リスト」を添付することになります。なお、登記は、登記事由が発生したときから、本店所在地では2週間以内、支店所在地では3週間以内とされています。

◆株主リストの閲覧は可能

Q7. 提出が義務付けられる「株主リスト」ですが、閲覧対象外になりますか。

A 「株主リスト」は、登記申請の附属書類として提出されるものであり、「株主リスト」の閲覧も規則上提出することが必要となる他の附属書類の閲覧と同様、「株主リスト」を閲覧すること自体に利害関係を有する場合に限って閲覧が認められることとなります。なお、閲覧に当たっての利害関係は、単に株主や債権者に該当するというのみでは足りず、閲覧の目的である“部分”との関係で利害関係を有する必要があるとされています。

参考文献： ■MyKomon ■T & Amaster



夏期休業のお知らせ

平素は格別のお引き立てに預かり、厚くお礼申し上げます。さて、弊社では、下記の期間を夏期休業とさせていただきます。

何かとご迷惑をおかけ致しますが、ご了承のほど、宜しくお願い申し上げます。

8月11日(木)祝～16日(火)

尚、17日(水)より、平常通り業務を行います。



あしがき 夏の夜、基町の水辺で映画を見よう!

暑中お見舞い申し上げます。下田です。弊社が協賛している野外上映会が、今年も基町の川岸にて開催されます。夏の一夜、家族や友人と屋外でゆったりと映画を鑑賞して豊かな時間を過ごしてもらい、思い出作りのお手伝いが出来れば、とスタートしたポップラ劇場。今年、昭和30年の防府市を舞台に、少女たちの生き生きとした日常を描いたアニメーション『マイマイ新子と千年の魔法』が上映されます。開場は8月20日(土)17:30～ぜひお越しくださいね!



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

Office Mitsuhiro
あなたの経営羅針盤

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中!

